

平成 29 年度第 2 回奥州市水道事業運営審議会 会議録

会議の名称		平成 29 年度第 2 回奥州市水道事業運営審議会		
開催日時		平成 29 年 8 月 29 日（火）午後 2 時～午後 3 時 10 分		
開催場所		胆沢総合支所 3 階大会議室	公開の可否	可
事務局（庶務）		水道部経営課	傍聴者数	0 名
委員	出席者	菅原今朝男、菊池契、菅原宰、金野克枝、吉川正、鈴木敏也、及川千鶴子、佐々木キワ子、菅原けい子（以上 9 人）		
	欠席者	鈴木勇基、和賀文子、佐藤康悦、菅原早苗、高橋有三（以上 5 名）		
市（出席者）		千田正幸水道部長、高橋寿幸経営課長、千葉裕幸工務課長 菅原淳一経営課長補佐、古山英範工務課長補佐、（以上 5 名）		
議 題		・水道料金の改定について		
備 考				

会議内容		
件名	結果	特記事項
水道料金の改定について	会長、副会長、事務局で文面を検討し、後日市長に答申	

1 開会

菅原経営課長補佐

2 部長挨拶

委員のみなさま、大変ご苦勞様です。

日頃から本市の水道事業の運営にあたり貴重なご意見を賜り誠にありがとうございます。本日は、会議に先立ちまして、本市の水道料金の改定について、諮問をさせていただきました。今年の1月に水道部内において、検討会を設置いたしまして、これまで6回の会議を開催いたしました。検討会では、今後の水需要の見通し、施設の整備更新計画の確認及び収支計画などについて検討してきました。

今回の水道料金の改定については、平成30年度から32年度までの3年間の改定期間として検討しております。料金改定に向けた基本的な考え方、課題などを、ケース毎に試算し、方向性について検討した結果について、委員の皆様のご忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

さて、本市の水道事業は、これまで、施設面では、胆沢ダムからの受水に伴う創設事業や老朽管の更新などに取り組んできましたし、市町村合併に伴う水道料金の統一、業務の包括的民間委託など経営の合理化に取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少や節水器具の普及などにより、水需要の減少が見込まれる一方で、高度経済成長期に布設した管路の更新需要の増大、さらには、震災に備えた管路や施設の耐震化など、水道事業の経営を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。

こうした状況を踏まえ、水道事業の健全経営に努めながら、今後とも、安心・安全な水を安定的に供給できるよう運営してまいりたいと考えております。

なにとぞ、慎重審議の上、答申を賜りますようお願い申し上げます。

(菅原経営課長補佐)

会議資料の確認。

続きまして、本日の会議の出席状況でございますが、奥州市水道事業運営審議会委員は名簿のとおり14名ですが、本日、都合により鈴木勇基委員、和賀文子委員、佐藤康悦委員、菅原早苗委員そして高橋有三委員の5名が欠席です。

奥州市水道事業運営審議会条例の規定により半数以上の出席となっておりますので、会議は成立します。

3 会長挨拶

各委員の皆様ご苦労様でございます。過般におかれましては、水道事業のビジョンにつきまして、慎重なご審議を賜りありがとうございました。今回は、ただいま諮問を受けましたとおり、水道料金の改定についてということで、先般におかれまして委員の皆様方に、ご通知、配送されているはずでございますので、結論的には見送りするというところでございますが、その見送りの仕方につきましても今後3年間以降どうなるかだとか色んな意味合いがございますので、今日は当局の説明をお聞きしながら、皆様方のご意見を賜りたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

4 議事録署名人の指名

会長が、名簿順に吉川正委員、鈴木敏也委員の2名を指名した。

5 審議

(1) 水道料金の改定について

説明 経営課長 高橋 寿幸

水道料金の改定について説明させていただきます

(以降、水道料金の改定について【概要版】、資料1、資料2に基づき説明)

(菅原会長)

当局よりの説明が終わりましたが、これから質疑に入ります。ご質問のある方は挙手の上お願いいたします。

因みに前回27年度も私会長を仰せつかりまして、当初8%の予定でございましたが、努力をしていただきまして5%まで下げまして、これで市民の皆様の理解をいただいたという経過がございます。定期的に3年で見直し検討ということで進んでまいりまして、今回の諮問と相成ったわけでございますので、皆様方の忌憚のないご意見をいただければと思います。

(質疑)

(及川委員)

もうすでにケース2で採用が決まっているみたいなんですが、ケース3では考えられないんですか。ケース3でも現行料金で対応可能となっているんですけれど。どうなんですか。

(菅原会長)

その違いですね。はい、それでは事務局、ケース2でいくわけですが、ケース3との違いの部分をご説明願います。

(及川委員)

ケース2だと留保資金が下がるんですよ。ケース3ではその分は下がらないので、なぜケース3を採用しないのか。

(高橋経営課長)

こちらのケース2と3の違いでございますが、ケース2につきましては、現在の簡単に言えば、現在いただいている繰入金をそのままほぼ同額のレベルで、前沢簡水が上水、企業会計に移行しても継続して貰うということです。ケース3についてはですね、前沢簡水がいままでは特別会計で運営しておったんですが、企業会計に移って別の会計方式に移行することになると、新たな費用ということですね減価償却費というのが約40,000千円ほどですね、被ってくる試算になっております。これまでは特別会計で運営している場合ですと、減価償却費つまりは、将来の資産の更新とかですね、そういった部分に充てる費用、蓄えという趣旨なんですけれども、これが今まではそういった縛りがなくてそういった費用を見込む必要がなかったということなんですけれども、企業会計に移行しますとそういった費用までですね収支の中に組み入れて、企業ということで運営していかなければならないといったことで、ケース3はその減価償却費約40,000千円ほどプラスになる、その部分も繰入金で貰えないかといったような前提で試算したものです。そうしますとですね当然繰入金の分が収入で増えますので、収益的収支、いわゆる通常の事業の成績、あるいは将来に向けての資金の確保そういった部分はケース1に比べても金額的には上回るということで、収支的にはプラスの方向になります。ただ財務協議との中ではですね、結局は財務当局の方でですね今後の長期財政計画との関連もありますので、一概に経営安定の方向で貰えるだけ貰えるという訳にはいきませんので、こちらで水道部として設定した2つの基本的な考え方であります収益的収支単年度収支の黒字、それからもう一つは留保資金、こちらは前回の料金改定のところでも検討した項目でもあるんですが、災害時緊急的な施設の補修でありますとかそういった部分にやはり1,200,000千円程度は持つておかねばならないだろうといったところの2つの基本的な考え方を元にですね財務との協議を行いました結果、ケース2に落ち着いたといったところが状況でございます。

(菅原会長)

及川委員お分かりでしょうか。

(及川委員)

難しすぎて。

(千田水道部長)

水道部としても3だといいんです。もちろん、おっしゃったとおり。ただ、まだあの何ていうんですかね、市の繰出しをしていただける部局サイドにいる財務部なんですけれども、そこまで今のところ出せない。そこまでは今の市の財政では出せない、見込んでるのは長期財政計画にはケース2は織り込み済みだけれども、3は新たな財政計画の中では取込めないと、というような判断が働まして、今回は2ということです。ただ私どもの考え方とすれば、3で将来的にもですね要望できるものは要望していきたいと思うんですけど、その簡水が今段階的に統合しているんですけれども、簡水の影響っていうのが全てまだ明らかになっていないんです。私たち上水道に簡易水道が一緒になって経営をしていくことによって簡水が、例えばマイナス面で働いている部分とか費用が嵩んでいる部分というのを概ねは分か

るんだけれども、どういう影響を本当に及ぼしているかっていうのがこれから明らかにしていかなければならないところでありますので、それを明らかにしていきながら財務部とその辺はお願いしていきたいなという課題に、今回はできなかつたんだけれどもそういう面も含めて次の料金改定までに整理していかなければならない課題だと思ってましたので、ご理解いただければと。

(菅原(宰)委員)

簡易水道が前の話ですと多分私の記憶で前沢だけが残っているということで、その分を統合してしまえば全体的な会計一本化でみれるという意味なんでしょうか。それは来年だということですか。30年度の決算状況をみないと分からないということですね。ケース2というのは多分財政計画にちゃんとそれなりに載っているの、一番無難なとこなんでしょう、これがね。現実的に対応するとすれば、ということだと思ふんですけど。30年度に簡易水道が前沢なくなると全体でもう簡易水道が終わりなわけですね。全部上水道に変わるんですね。そうなる企業会計の一本化で大体収支の中身がほぼはっきりしてくるだろうと、こういうことですか。

(千田水道部長)

その通りでございます。

(菅原(宰)委員)

一般家庭の単価ですが、3,942円が4,201円になるでしょうということなんですが、これは6.6%ということでしょうか、これは違うんでしょうか。

(菅原経営課長補佐)

6.62%増になると3,942円が4,201円になるということです。

(菊池副会長)

今消費税8%なんですけど、今度平成31年の10月からでしたか10%に上がりますよね。27年度に料金改定したわけですけども、内税か外税かあると思うんですけども、その辺どうなんですか。消費税の考え方を確認したい。単価的なものを。

(高橋経営課長)

現在の料金体系でみますと、条例で規定されている額については外税です。ですから、消費税の増減があったとしても、条例上はそのままということで、税額だけの変更なるといいますか、税額については記載されていないので読み替えます。

(菊池副会長)

消費者はいずれ消費税2%増えるということだけで、単価は据え置きになるわけで、そういうところを確認したかったです。

あともう一つ、前沢簡水の統合、今度会計的に統合するわけですけども、単価はまず据

置きだと思っんですけれども、支出の方の見直してというのはどの程度考えているのか。例えば、人が減るとか前も多分説明あったような気がするんですけども、どういう対応しているのか料金改定しない中に入っているのか、支出の部分がね。

(高橋経営課長)

ただ今のご質問でございますが、今後3年間の支出における対応と申しますか試算ということでございますが、これにつきましては、まず確実に減となるのは職員が1名来年度減でございます。30年度以降は、減ということで今のところ確定しているのはその点でございます。それから施設の整備事業関連につきましては、総合計画、水道ビジョンに掲載している事業を含んだ事業費でもって試算をしております。また、後は外的な要因ということで、受水、旧簡水あるいは上水の部分でダム受水を受けているところがございまして、その部分については、現行の単価で積算しております。現在行政事務組合の方で検討会、用水供給事業の検討会を立ち上げまして検討している最中でございます。まだ方向性というのが見えてきませんので、現行の単価で試算をしたものでございます。それと収入面では、これまでの説明した通りのですね、繰入金の部分で財務との協議を行いまして、先程説明したような内容となったのであります。以上です。

(菅原会長)

よろしいですか。

(菊池副会長)

はい。

(吉川委員)

留保資金大体12億円程度の確保が必要ということのようなんですけども、この12億円の根拠みたいなのって、どういう風にして12億円っていう数字が出たのかなと思ったんですが。

(高橋経営課長)

資産の内容を説明いたします。大きく3つございます。1つは、大震災発生等に備えての約12億円の確保ということで、まず1つは、料金収入の減、一時的にですね市内の2分の1のエリアで2ヶ月ほど断水等が起こったと想定しまして、その部分での一時的な料金収入の減ということで約1億8千万円。それと2つ目には、管路の復旧費用ということで約3億円。それから管路以外の施設ですね、浄水場や配水池とかそういった分での復旧費用ということで7億円。しめて11億8千万円ということになっております。約12億円ということで考えていただければよろしいかなと思います。以上です。

(菊池副会長)

今に関連する部分かどうかあれですけども、現在の決算書か予算書かはっきり見てなかったんですが、積立金とかの現在の状況の内訳をちょっと知りたいんですけども。それらの推移をどういう風に見ているか。何の部分を残していくのか。

(高橋経営課長)

それでは積立金いわゆる留保資金の内訳でございますけれども、28年度決算見込みということで見ますと、総額で19億3千400万円となっております。この内、過年度留保資金が5億9,000万円、これが前年度から繰越した分です。それから当年度の損益勘定留保資金ということで3億1千300万円ございます。それから減債資金、こちらは将来の起債の償還等に充てるために積み立てしておるもので、2千200万円。それから、利益積立金ということでこちらは将来です。ね収益的収支の部分がマイナスとなった場合に補填する部分ということで蓄えているものなんですけど、こちらが、3億5千100万円。それから、建設改良積立金といまして、施設の改良更新等に充てる積立が、約5億円。それから庁舎の建設積立ということで、1億2千650万円。それから、未処分利益剰余金ということで、1億8千600万円。それから簡水の統合時の引継金ということで、7千650万円。合計で19億3千400万円ほどの残額が28年度決算においてございます。こちらの方がですね先程のケース2で説明した金額で今後推移するという事となっております。具体的には資料の2をご覧くださいますと、資料の2の3枚目、ケース2のこちらを見ますと留保資金残額というのが表の中段より若干下1行目のところで留保資金残額と書いてありますが、29年度では若干減りまして17億2千800万円。32年度まで15億、12億、11億8千500万円ということで推移してまいります。33年度までは10億円を確保できますが、それ以降は10億円を切っていずれ目減りしていくと推測を立てております。こういった推移です。それぞれの年の施設の整備更新の額によってもですね変わってはまいりますけれども、現時点での計画上はこういった推移をしていくのではないかと思います。以上です。

(菊池副会長)

取り崩して対応していくということなんでしょうけれども、今19億、17億ある額が、12億ぐらいで推移、平準化して維持していくということのようですが、この中に庁舎建設積立というのが1億いくらかあるんですよね。これっていうのは30年度以降も残るんですか。12億の中に。

(高橋経営課長)

ただ今質問いただきました、庁舎建設積立金でございますが、こちらについてはこれまで合併以降新たに庁舎を建てるということで積立で行ってきたものですが、31年にはすでに決定事項ではございますが、江刺の総合支所の方に移るということで決まっておりますので、こちらの積立金については必要なくなるということで、処分するという事で検討しております。

(菅原会長)

各委員の皆様方、今の積立金の状況ご説明されたのでお分かりになったと思いますけど、19億3千万円とこういう内容でケース2でいくという内容でございます。

他にございませんか。

質疑を終結してよろしゅうございますか。

(はいの声)

(菅原会長)

それでは以上をもちまして、質疑を集結いたします。

それでは、水道料金の改定につきましては、ただ今事務局からのご説明のとおり、平成 32 年度までは現行料金で事業運営が可能との見通しでございました。これを踏まえまして、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年間は、現行料金のままとし料金改定を見送ることが妥当であるとしてよろしいでしょうか、お諮りします。異議ございませんか。

(はいの声)

(菅原会長)

ありがとうございます。異議なしとのことでございます。

それでは、この水道料金の改定につきまして、妥当とするにあたり付帯意見を付けたいと思いますがいかがでしょうか。異議ございませんか。

(異議なしの声)

(菅原会長)

それでは会長といたしましては、1 つ目は、水道は市民の日常生活に不可欠で重要なライフラインである。本市の水道事業は、市民に安心安全な水を安定的に供給するため、老朽化した施設の更新や機能の向上、さらに施設の耐震化などの事業に計画的に取り組まれない。これが 1 つ目、2 つ目がですね、人口の減少や高齢化、節水機器の普及などにより、料金収入の減少が見込まれることから、事業の運営に当たっては、引き続き経費節減を図るとともに、効率的な事業運営を図り、健全経営が維持できるよう努められたい。次に 3 点目、簡易水道事業の水道事業への統合に当たっては、水道事業利用者に負担をかけることのないよう一般会計からの繰入も含め、十分に検討のうえ実施されたい。4 点目、今後の料金改定に当たっても、その必要性について十分に確認を行うよう努められたい。5 点目、水道事業の現状や将来的な課題について、市民と情報共有を図りながら事業の推進に努められたい旨の合わせて 5 点の意見を付したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(異議なしの声)

(菅原会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、そのような意見を付した答申書としますが、その文言・文面につきましては私と副会長、事務局に任せていただくこととしてよろしゅうございますか。お諮りします。

(異議なしの声)

(菅原会長)

ありがとうございます。

また、答申につきましては、準備ができ次第、私と副会長とで市長にお会いし、行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(菅原会長)

ありがとうございます。

それではそのようにさせていただきます。

それでは、日程次の6のその他に入ります。

事務局何かありましたらお願いいたします。

(高橋経営課長)

それでは、本日お手元に配布いたしました資料です。給水区域内人口及び給水人口の比較分析という1枚もののA4版1枚ものの資料をご覧いただきたいと思います。こちらはですね前回の審議会の際に、鈴木勇基委員さんの方からですね、平成27年度の給水区域内人口、給水人口の増減の理由について、質問いただきましたが、次回までに内容を分析して報告いたしますということであったものでございます。今回その分析した内容についてですね私の方からご報告させていただきたいと思います。

まず始めにですね、用語とそれぞれの算出方法等について説明をいたします。1番の給水区域内人口と給水人口の算出方法についてでございます。(1)給水区域内人口でございますが、こちらについては市水道の給水区域内の人口のことをいいますけれども、市内ではですね、前沢に簡易給水施設ということで、水道事業ではない部分の施設がございます。それを除いた部分の人口ということになっております。その人口が平成27年度でみますと、表1をご覧くださいますと、平成27年度欄の給水区域内人口の一番下のところに、12万561人となっております。これが27年度での給水区域内人口となっております。続いて(2)の給水人口というものです。こちらは、内容としましてはですね水道料金の算定に使用しております料金の電算システムに登録されている水道の使用者世帯からですね、家事用、自宅の家事用の世帯を抽出しまして、その世帯人数をカウントした者の人口、これがA、表1の中ほど若干右側のところに住基合致の給水人口Aとなっております。住民基本台帳人口のところと突合せた人口でございます。なお、水道の使用者の世帯の中ではですね、他の市町村から転入されて来た方とか色々な事情がある人、住民基本台帳に未登録もやはりあるわけです。その未登録の世帯についてはですね、なかなか世帯の人数、家族の人数が確認できないものですから、それについては世帯、1世帯について1人ということで給水人口を計算しております。こちらが、Aの1つ空けて右側の住基非合致の給水人口Bとなります。これを見ますと平成27年で4千500人くらいありまして、年度によって結構バラつきが出ています。これらの係数、方法を基にしましてですね、平成18年度以降の給水区域内人口と給水人口の推移を見たのが表1です。それぞれの年によってですが、全体的な傾向としては、減ってきてい

る。人口はどちらも減ってきております。ただ、減り具合がですね給水区域内人口に比べて、給水人口の方が大きいということで、これはどうなのかなというのが、鈴木委員さんからの質疑であったと思っております。この表から見てとれますことは、給水人口、先程申しましたように全体的には減ってきてはいるものの、給水人口の増減が給水区域内人口の増減を上回っているということで、さらにそれぞれの住基に合致する給水人口の部分と非合致の部分の人口の動きが表の右側に出ておりますけれども、全体としては減っているものの年度においてプラスであったりマイナスであったり数値間でかなりの上下変動がみられるということですね、これが実際の実態にあった数値であるのかどうかといったところではですね、私どものところでも疑問をもっている、疑問が残るといったところでございます。はっきり言いましてなかなか正確な傾向、要因といいますか増減の要因が掴みきれていない部分となっております。

また、これらに影響を及ぼすといわれる外的な要因、それについては平成 22 年度の東日本大震災においてはですね、給水区域内人口に比較して給水人口が大きく低下したということについては、ある程度想定はつきます。しかしですね、平成 25 年や 27 年のように同様の減少についてはですね、これといって大きな環境の変化がみられない、といったところですね、私どもとしても、最終的に数字の積上げでこういった結果になっているとしか言えない状況となっております。

続いて、表の 2 をご覧ください。こちらはですね、平成 26 年度、27 年度についてですね、市内のそれぞれの区毎に給水人口と給水区域内人口の増減をみたものでございます。これをみますと若干濃い線、網掛けをした部分、水沢、前沢、胆沢のこの区分で見ますと、増減率がですね過去の平均値よりもかなり高い増減率となっているということですね、数値の大きな要因はこの 3 区の 2 か年での増減が結果として給水人口の増減の方が大きくなった要因の 1 つかなという風にみております。ただ、外的な要因、これがこれに伴ってですねこういった結果になったという大きな要因については、残念ながら今回は把握することが出来なかったといったところでございます。これについては今後ですね、やはり大きく影響をしているのは、住民登録をされていない部分の方々の人口をどのように把握していくかとかですね、細かいところまで色々検証しながらですね、今後より実態に合った給水人口等の把握をしてまいりたいということで、現在、部内で検討しているところでございます。以上、人口の部分の増減の分析結果の報告について説明を終わります。

(菅原会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明はですね、先般水道事業ビジョンの際に鈴木勇基委員からの質問に対する回答ということでございますので、その旨ご承知おきます。

委員の皆さんの中で特に協議を行いたい案件がございますか。承りますが、ございますか。よろしゅうございますか。

それではこれもちまして議事の一切を終了いたします。ありがとうございました。

7 閉会
菅原経営課長補佐